

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

令和〇年 〇月〇〇日

廃止する店舗の開設者氏名及び所在地

住所 浜松市〇区鴨江 2-11-2

報告義務者続柄

氏名 株式会社 鴨江薬局

代表取締役 鴨江太郎

静岡県知事 殿

業態		薬局		
廃止する店舗の名称と所在地を記入				
業務所	所在地	浜松市〇区鴨江 2-11-2		
	名称	鴨江薬局		
品名	数量	譲受人 住所・氏名	法第30条の7による 区分及び業種名	指定証の番号
セレギリン塩酸塩錠 (2.5mg)	18錠	浜松市〇区鴨江 2-11-2 株式会社 カモエ	薬局	
届出の事由及び その発生年月日	薬局開設者変更のため 令和●年●月●●日			

備考

・覚醒剤原料を譲渡できるのは、業務廃止時のみです。譲渡可能期間は業務廃止後30日以内と限られています。同一法人の店舗を数店舗所有する場合であっても、業務廃止時以外は、薬局間での譲渡はできません。(法30条の9)。覚醒剤原料が不良であったり、不要になったりした場合は、廃棄の手続きをとらなくてはなりません。卸売業者に返品することもできません。

4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、調剤動物診療施設、薬局の別）を記載すること。

5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。